

[論 文]

カナダにおける売上税制調和と州の課税自主権 —オンタリオ州とブリティッシュ・コロンビア州を中心に—

篠 田 剛

はじめに

- I HSTの導入過程
- II HST加盟をめぐる利害関係構造
 - 1 オンタリオ州とBC州のHST加盟の表明
 - 2 両州における各主体の利害関係構造
- III 両州におけるHST加盟の推進力の形成
 - 1 HST加盟を容易にした条件
 - 2 HST加盟の推進力——利害関係構造の変化
- IV BC州のHST離脱

おわりに

はじめに

カナダの消費課税システムは連邦レベルの付加価値税 (Value Added Tax; 以下VAT) である財・サービス税 (Goods and Services Tax; 以下GST), 州売上税 (Provincial Sales Tax; 以下PST), ケベック州が採用するケベック売上税 (Quebec Sales Tax; 以下QST), そして協調売上税 (Harmonized Sales Tax; 以下HST) が併存する, きわめて多様な構造を持っているが, なかでもHSTは事実上の連邦税といわれるように, 連邦と州の消費課税を最も調和させた税制である¹。課税ペー

キーワード：売上税, 付加価値税, 協調売上税 (HST), 課税自主権, カナダ

1 なおもう一つの連邦と州の売上税調和の形態であるQSTの導入過程については, 篠田 (2012) を参照されたい。